根室市長　　長谷川俊輔　様
根室市教育委員会教育長　寺脇　文康　様

2016 年 12 月 27 日

日本共産党根室市委員会
委員長　鈴木　一彦

日本共産党根室市議会議員団
団　長　神　　忠志

２０１７年度の根室市予算編成等に関する
要　望　書

はじめに

12 月 22 日に公表された 2017 年度政府予算案では、一般会計総額は過去最高を更新し 974,547 億円(前年比+0.8%)となりました。社会保障関係費は高額療養費の上限引き上げ等で自然増分を経済財政計画の目安以内に抑制した内容となりました。年金削減などこの 5 年間でカットされた社会保障費は総額 3 兆 4,500 億円に上るとされています。また文教の予算、農林水産関係の予算、中小企業の予算も削減されました。一方で防衛関係予算は 5 年連続で増加する内容となっています。地方財政対策では交付税の総額は前年比-3,705 億円、臨時財政対策債+2,572 億円と地方にとっては引き続き苦しい財政状況となることが予想されます。

これまでの金融緩和や財政拡大、大企業減税といった経済対策のもとでは大企業や資産家を豊かにしても、税収は伸び悩み、国民の所得や個人消費の拡大に結び付いていない状況です。国民のくらしと経済、財政を立て直すためには、税金の集め方・使い方について抜本的に改革していく必要があります。

12 月 15 日･16 日に開催された日ロ首脳会談は、元島民が希望していた墓参・自由訪問等で手続き上での一部改善があったものの、「領土問題」については全く前進のないものでした。プーチン大統領は首脳会談前から、不公正な第２次世界大戦の戦後処理である「ヤルタ協定」の「千島引き渡し」を前面に押し出し、「島」の不法な占拠を正当化し、「領土問題は存在しない」とまで公言しました。これに対して安倍首相は、「新しいアプローチ」の名のもと、「信頼」「経済協力」が進めば、領土問題に道が開けるとして実情上「領土問題」への直接の言及すらなされない「だらしのない領土交渉」でした。

日露領土問題を前進させるためには、戦後処理の不公正に真正面からメスを入れ、北海道の一部である歯舞群島・色丹島の中間条約での返還、「千島放棄条項」をただした上で、国後島・択捉島等の千島列島の返還で平和条約締結をという「国際正義」と「国際法・条約」にしっかりと立った道理ある立場での外交姿勢こそ日本国民の願いに応える確かな道です。

「共同経済協力」と言うのであれば、すでに日ロ間で合意されている「安全操業」等の実績を活かした「中間ライン」の「共同漁業協力」等について、政府が責任ある外交交渉を進めることを強く求めるものです。また、政府は急激に縮小を余儀なくされている地域経済を活性化する「隣接地域振興対策」に対する抜本的な改善を今度こそ全力で取り組むべきと考えます。

サケマス流し網対策である代替え漁業・代替え漁法は、極めて不十分な実態にあり、地域経済への影響は甚大なものがあります。また本年 8 月に連続した台風や春先からの天候不順により、一次産業の生産に多大な影響がありました。漁獲量の減少により水産加工業をはじめ関連産業は厳しい経営実態となっています。

また急速に進展する高齢化・人口減少に対し、根室市としても近年は子育て施策や福祉施策の充実、地方創生に関する事業など推進してきましたが、一方で前述のように根本となる国の社会保障制度等が次々と改悪されていく中、市民は依然として厳しい生活状況を強いられています。

引き続き自治体本来の使命として市長を先頭に職員の皆様が一丸となって、住民のくらしや命、健康、安全をしっかりと守るための施策を推進していくよう求めます。

1.　領土問題について

1. 日露領土問題の根本は、「領土不拡大」という第２次世界大戦の戦後処理の大原則を踏みにじった「ヤルタ協定」とそれに拘束された「サンフランシスコ条約」で日本政府が「千島列島の放棄」を宣言したことにあります。この不公正をただすという「国際正義」と日露両国が１９世紀の平和時に締結した二つの「国際条約」こそ領土返還の基本的な立脚点として、国際的に通用する確かな「論建て」を確立するよう「返還運動原点の地」の市長として強く政府に求めること。
2. 政府の外交窓口だけでなく地域としてロシアとの関係を多元的にすすめていくために、根室市としても積極的にサハリン州、カムチャッカ州との地域間交流について再構築をすすめること。
3. 「北方領土隣接地域」は国境が確定している地域よりもさらに悪条件化におかれている。社会的・経済的な疲弊、元島民への援護措置などの対策等について、あらためて強く政府に求めていくこと。特に北方基金の運用益減少に関する問題への対策については、議員立法である北特法での「地域対策」だけでなく、政府が責任を持って「隣接地域振興法」等の創設によって「国境政策=地域振興策」の確立をはかるよう強く求めること。
4. 「北方領土関連予算」について、以下の点について国および道に要請すること。
   ① 領土返還要求運動および地域振興対策としてふさわしい予算措置を国に求めること。また、特別交付税は北方領土返還運動経費が位置づけされているが調整率により実質的に減額されており、国策としてふさわしい財源措置を求めること。
   ② 国土交通省の地域振興補助金の１億円については、「振興補助金」創設の意義を再確認するとともに、今後の継続はもとより引き続き増額についても求めること。
   ③ 北海道の「特例対策費」の抜本的な増額等による地域財源の補償を要求すること。
5. 四島交流船「エトピリカ」の専用岸壁等の南埠頭の建設事業について、岸壁建設はもちろんのこと、埋め立て地などの「背後地整備」についても、全額国の負担とする「法律の整備」等の根拠ある対策を求め、「調査費」が真に活かされるような「具体的建設計画」の作業を進めること。
6. 四島交流事業については、これまでの交流事業を戦略的にも、また次の段階へ踏み込んだものにするためにも、以下の３点を要望する。
   ① ビザなし交流について民間交流であることもふまえ、広い意味で「領土問題の解決」に寄与するものとすること。そのため（ア）人的な交流の活発化、（イ）実施回数を検討

すること、（ウ）現地根室市での「領土研修」の内容・時間の充実をはかること等々について国に求めること。

② 戦前は、隣接地域と四島が社会的・経済的に一体的なつながりを持っていた地域であることをふまえ、研究者・専門家交流等を通じて、「知床世界自然遺産」の「国後島・択捉島」への延長と自然保護問題、根室沖と国後沖の活断層調査及び千島海溝付近における太平洋プレート型地震等の「防災・減災」対策の共同研究事業等の推進。

③ ビザなし交流の実施団体は、現在「道推進委員会」と「北対協」となっている実施団体を一本化し、体制の抜本的な強化を図るとともに、その「実施団体本部」を根室市に設置すること。

7. 北特法による第 7 期計画の実効性を高めるための財源確保を国に強く求めること。さらに①沿岸水産資源を増大させる増養殖事業、②四島・ロシア側の患者を受け入れる市立根室病院の「国際拠点病院」化とそれにふさわしい診療体制等の充実、③日ロの人的交流の活発化、特に青少年の交流が実現できる「教育環境」の整備等々についても検討すること。

8. 「北方墓参」・「自由訪問」について、今後手続きの簡素化など改善にむけた日ロの協議がすすめられるとの報道。近年起こっているようなロシア側の都合による渡航中止や入域拒否などの事態が再発しないよう十分な政府間の協議をおこない、日ロ首脳間の合意にもとづき入域手続きを行う地点の拡大など、元島民等の自由な往来の実現にむけた積極的な交渉を政府にもとめること。あわせて日本政府としてもこれらの事業に対する支援策を強化するよう求めること。

9. 「北方領土」問題の学習啓発および関連させた観光への取り組みの促進

① 内閣府「北方領土を目で見る運動」修学旅行等誘致事業について、補助金の増額や対象団体の拡大など全国の学校・教育団体が修学旅行などで根室市を訪問しやすい環境整備を求めること。

② 市としても 4 町と協力しながら、北方領土資料館ふくめ啓発施設を内外に積極的に PR しながら、修学旅行等の誘致活動をさらに推進すること。

2.　漁業・水産業・農業など産業問題について

1．対ロ漁業交渉について

① 政府間、民間交渉とも地域の死活的な地域経済問題であることから、政府が責任ある漁業外交をすすめ、サケマス流し網禁止を少しでもカバーできる対ロ漁業政策を構築すること。

② 日ロ首脳会談で合意した「共同経済活動」の内容を政府委に明らかにさせ、「漁業・共同経済活動」等が漁業分野で可能となれば「隣接地域」の振興に寄与するような事業展開を積極的に政府に求めること。

2．サケマス流し網禁止対策について

① ロシア海域でのサケマス流し網代替え漁法の来年度以降の継続と共に、さらなる有効な試験操業の実施を政府に強く求めること。「日ロ漁業協同事業」を考える上で、日本側が自主規制ラインといしている「中間ライン」での事業展開など根室市として積極的な「政策提言」を検討し、「隣接地域」と連携し漁業の水揚げ増に向けた取り組みを進めること。

② 代替え漁業のサバ・イワシ漁に出漁する漁船の「儲かる漁業」制度の拡充については、現制度とあわせて新制度創設等対応もふくめた位置づけで取り組むよう政府に強く要求すること。

③ 代替えの公海上でのサンマ漁業については、流通上の地域経済効果を考慮したものとすること。

④ 新ホタテ漁場での操業が軌道にのるため、ここ２年程度の稚貝確保の支援を国に強く求めること。

3．公海サンマ漁業の国際規制措置を日本政府が積極的な役割を果たし、日本近海でのサンマ漁業の資源保護に責任を果たすよう政府に要求すること。

4．沿岸漁業振興計画および沿岸資源利活用研究事業にもとづく増養殖など漁業資源増大対策の着実な推進。特に「研究部門会議」で検討されている内水面ふくめた新たな漁場の開発研究や魚種別の資源増大への調査等、今後提出される会議からの提言をもとにした施策について積極的に展開していくこと。

2.　漁業・水産業・農業など産業問題について

5．函館のガゴメコンブ加工など他の先進事例を参考にしながら、研究機関等との連携を強化し、地元の加工業、特に小規模企業が取り組める一次・二次加工品の開発等に対する行政的な支援対策をすすめること。また水産加工振興センターについては、その役割や今後の展開のあり方について十分や論議と検討を行うこと。

① 水産加工振興センターで、小型魚に対応した新たな処理機など今後の未利用魚種等を活かした商品の研究開発に必要な機材整備をすすめること。

② 練り物について現在マダラとコンブのさつま揚げや東海大との協働研究が進められているところだが、民間事業者への技術移転の支援とともに、さらなる商品開発へ向けた取り組みの促進。

③ 近年の海洋環境の変化から水揚げされるようになってきた新たな魚種に対し、より付加価値を高めていくための研究対策と行政としての支援をすすめること。

6．近年の異常気象が頻発している状況から、第一次産業を持続可能な産業として強化していくために、共済制度などの制度のさらなる充実を国に求めること。

7．漁業後継者対策を各機関と連携しながら推進するとともに、道や国に対しても総合的・抜本的な対策を求めること。

8．エゾシカの農林業への被害を最小限に防止する「エゾシカ資源」の生育頭数のより正確な把握とハンターの後継者育成を含めた駆除体制を充実させ、エゾシカの適正な管理を進めること。エゾシカ資源を活かした地域の活性化対策等の抜本的な対策を早急に強化するとともに、市街地にも頻繁に出没する状況は人的な被害もでかねないことから市街地のエゾシカ対策も強化すること。

3.　中小企業支援、生活関連公共事業、地域の雇用問題等について

1. 中小企業振興基本条例・産業振興ビジョンにもとづく施策の推進。
   ① 中小企業団体や地域の金融機関の役割の明確化と行政やそれら関係機関による共同の取り組みをすすめること。
   ② 大学等研究機関との連携推進にむけた行政としての支援策を充実させていくこと。
   ③ 地元商店街への支援対策の強化。
   ④ 小規模修繕登録事業者制度の活用を工夫すること。また住宅リフォーム制度などについては新たな施策の検討を行うこと。
2. 生活関連公共事業について。
   ① 生活環境改善が求められている市道の計画的な整備。舗装が実施されていない市道等についても近隣住民の声を聴きながら、適切な雨水対策等を推進すること。また、これらの財源として北方領土に関する地域振興策の一つとしての位置づけを国にもとめること。
   ② 子どもたちの登下校の安全、高齢者の冬場の歩行の安全に配慮した除雪体制を維持整備。
   ③ 公営住宅について。
      (ア) 長寿命化計画にもとづく計画的な営繕のための予算確保。
      (イ) 急激に進む高齢社会に対応した市営住宅の建設整備。
      (ウ) 生活困窮者等が緊急時に利用しやすい低所得者向け住宅の維持・整備。
      (エ) 災害発生時にすぐに対応できる「災害対応住宅」の整備。
3. 合併処理浄化槽について市としても設置を促進していることから、今後の維持補修の体制等について事業者と十分な協議をすすめること。また緊急時の修繕対応について、事業者側が忙しく直ちに対応できない事例もあり、市が窓口として調整機能を果たすなどライフラインをしっかりと維持するための仕組みづくりについて検討すること。
4. 「総合的な空家等対策の取り組み方針」にもとづく施策の推進。市内の空家に関する十分な現状分析と評価にもとづく実効性のある対策を構築すること。
5. 若年者の地元定着をはかる諸対策をすすめるとともに、各種資格取得制度の実施と支援対策を強化すること。
6. 市として公共・民間で働く市民の労働環境を改善する「労働政策」を確立すること。また、公契約制度の趣旨を活かした委託業者などの労働条件の改善を市行政として積極的にすすめること。

3.　中小企業支援、生活関連公共事業、地域の雇用問題等について

7. 季節労働者の「通年雇用推進事業」が真に実効性の上がるものになるようその制度の抜本的改善について道、国に強く求めること。
8. 根室市勤労者福祉基金について、市内の利用ニーズの把握につとめるとともに、貸付金の種類・金額などについても、さらなる検討をおこなうこと。
9. 公共交通の維持・確保対策
   ① 住民が自由に安全に移動できる権利を保障するための公共交通政策の確立とそれにもとづく「（仮称）生活交通基本計画」を早期に策定すること。
   ② 根室本線花咲線をふくむ JR 北海道の問題について、公共交通機関に対する国および北海道の役割をしっかりと果たすよう強く要請するとともに、地元自治体として鉄路を活用した将来的なまちづくりのあり方について、市民と十分に協議しながら構想すること。
   ③ 市内および地域間を結ぶ生活交通等のバス路線について、地域住民にとっての安心安全な移動手段の確保という観点から、相互理解を深めまた役割分担をしっかりと果たしていく上でも、行政・事業者・地域住民をふくめた「協議の場」を設置していくこと。
   ④ 高齢者優待バス券について有料化後の利用の実態把握調査など、よりニーズにそった制度として見直しを図ること。
   ⑤ 交通安全対策の推進。とくに近年高齢者ドライバーによる事故が多くなっており、自主的な免許返納にむけた自治体としての支援策など対策を進めること。

4.　行財政運営について

1. 憲法に規定される地方自治の本旨を実現するために、まちづくりの基本方針を定め、市民参加と協働を広げる自治基本条例の制定にむけた検討を行うこと。
2. 2017 年度の地方財政対策は、地方交付税、地方税等の一般財源が対前年比 0.7%増にとどまり、さらに景気対策としての「歳出特別枠」を 2,500 億円削減。地方交付税は、2.2%減、16 兆 3 千億円で臨時対策がわずか 0.3 兆円増となっており来年度も根室市のような小都市にとって厳しい財政環境となっている。高齢化社会が急激に進行しているような当市にとっては、このような国の地方財政対策では、市民が求める安心・安全なまちづくりが困難となる。自治体本来の目的である「いのち、健康、安全」がまもれるよう国に地方交付税の拡充等の財源保障、財源確保を強くももめること。市の予算編成に当たっては、福祉・介護・医療、教育、基幹産業振興、防災・減災の一層の拡充をはかること。
3. 職員の定数管理については、直接市民サービスを担当する各現場への人員配置を充実させ、市民サービスの向上・充実につながる民主的・効率的な行財政改革をはかること。また、最近の異常気象に対応した防災的な観点からの「専門職員」の採用、要請をはかること。
4. 安心して住み続けられるまちづくりにとって、地域コミュニティの活性化が不可欠となる。地域コミュニティの活性化をはかるため、コミュニティの再構築に向けて、地域住民と一体となったコミュニティでの公民館活動等が軸となる活動が求められている。そのため人員配置を含めた、ハード・ソフト両面にわたる施策の充実、計画的に地域会館等の施設整備を進めること。
5. 指定管理制度については、日常的な行政の指導・監督等を強化し、市民が公正なサービスを受けられるよう、その質の向上につとめること。また、これ以上教育、福祉分野への導入を原則行わないこと。来年度から直営となる温水プールの運営に当たては、「指定管理」していた団体の雇用関係に十分な配慮をすること。
6. 業務委託等の「契約・入札制度」の具体的な改善が見られていない。改めてこの分野における「総合入札制度」、地元企業が参入できる分離発注等による「契約・入札制度」のあり方について十分な研究と検討を具体化すること。
7. 男女共同参画社会の実現を根室市が積極的に実践し、女性職員の採用、管理職への昇格等に十分配慮した組織機構と人事等につとめること。また、地域や家庭等での男女共同参画社会が推進される施策の方向性を検討すること。

4.　行財政運営について

8.　スポーツ健康都市宣言、地域コミュニティの活性化等に向けた社会体育、社会教育等の主事、保健師等の専門職の採用・要請などをはじめ、長期的な視点から各種専門職の育成につとめること。

5.　市民のいのちと健康・福祉・子育て支援等について

1.　市民が安心して暮らせる社会保障制度の確立を国に対して求めること。

2.　子育て支援対策の推進

① 子どもたちが安心して生活するため、保育所や放課後児童教室の計画的な施設整備と職員体制の充実をはかること。

(ア)新制度への移行や 0 歳児保育の申し込み増など様々な要因から、本年度は出産等で途中入所を希望してもすぐに保育所に入れない状況となっている。臨時保育士の採用にむけた早急な取り組み強化とともに、新年度にむけては当初から必要な職員体制のあり方について十分な検討を行うとともに、いわゆる「潜在保育士」などの復職支援など含め人材確保対策について市として抜本的に取り組むこと。

(イ)放課後児童教室については、指導員の体制が深刻な状況にあることから、人員確保を早急に行うこと。

(ウ)特別な支援を必要とする子どもたちの保育については、人員配置・研修など受け入れ対応の強化をはかること。

② 地域の子育て世代のニーズを踏まえた中で、必要に応じて地域子ども子育て支援事業の拡大をはかること。それらの事業にあてる十分な財源確保を国に求めること。

③ 子ども医療費助成制度について、

(ア)中高生の通院費も対象とすること。

(イ)ひとり親家庭等医療費給付制度について、母親の外来通院費の負担軽減など、対象や給付内容を拡充すること。

(ウ)また、これらの医療給付・助成制度の拡充は、本来的には国・道の責任で行われるべきものであり、今後も市として強く要望していくこと。

④ 市立病院の分娩休止に伴う現在の助成制度については、妊娠・出産のため他自治体に通院しなければならない市民負担の実情を踏まえ、施策内容を充実させていくこと。

⑤ 小児を対象としたインフルエンザ予防接種は、任意のため特に多子世帯では経済的な負担が大きい。高齢者へのワクチン接種と同様に市としての補助を実施すること。

3.　地域にとって必要な医療・介護のあり方を明確化するビジョンを確立し、医療・福祉・介護の連携を推進すること。

4.　「地域福祉計画」の意義・必要性について、庁内及び関係機関と協議を進めること。

5.　市民のいのちと健康・福祉・子育て支援等について

5.　地域医療をまもるために、不足する医師、看護師、薬剤師など医療従事者の確保に努め、必要な診療体制を確立すること。

6.　市立根室病院で分娩が再開できる体制整備を進めること。

①　このたび産婦人科の常勤医が勤務されたが、分娩再開を確実にするためにも医師・助産師等のさらなる確保対策に全力を挙げること。

7.　健康への意識が低い学齢期から若年者層への意識啓発を含めた対策の充実をはかること。

8.　市民のくらしの実態を踏まえ、各種使用料・手数料の減免制度の周知徹底・相談活動を強めるとともに、市営住宅や上下水道料金等の減免制度の拡充をはかるなど、低所得者対策を抜本的に強化すること。

9.　高齢者施策について、誰もが安心して必要なサービスが受けられるよう、改善・充実をはかること。

①　国に対し介護保険料を抑制するために介護保険財政における国庫負担割合の増額を求めること。

②　高齢者介護の従事者・専門職の確保対策について、様々な形で事業者と協議して進めていくこと。

③　低所得者に対する介護保険料・利用料の軽減措置を国に求めるとともに、市独自の減免制度について、市民周知を徹底し、拡充をはかること。また、社会福祉法人等の減免制度についてもさらに利用がすすむような制度としていくこと。

④　不足する施設サービス基盤の整備をはかること。特に医療的な処置・管理を必要とする人は施設入所が困難である状況に対して、医療系人材の確保も含め対策を検討すること。

⑤　家族介護の負担軽減をはかるために、家族介護支援金の対象者の拡大など、対策を進めること。

10.　「地域包括ケア」について

①　市民が長く安心して暮らせる地域社会の実現に向けた「地域包括ケア」のあり方について、関係機関・団体と積極的に協議し、市としての構想を取りまとめていくこと。そのためにも地域包括支援センターの活動を人員体制の充実も含め、さらに発展させていくこと。

②　地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合支援事業について、市内事業者や利用者の家族と協議した中で、どのような形で実施していくのが地域として望ましいのか、慎

重な検討を行うこと。新しい事業の財源については、国に責任を果たすよう強く求めること。

③ 独居高齢者あるいは高齢者世帯の急増に対応する見守りや従来の介護サービスの枠組みだけでは対応できない生活支援などについて、市として施策の構築や制度の拡充をはかること。

④ 地域での高齢者の自主的活動や生きがい対策などの施策の充実をはかること。

⑤ 予防を含め、認知症対策の強化及び認知症の方を地域的に支援するための施策を充実させること。

11. 後期高齢者医療制度については廃止を求めること。また、国の財政的支援措置が適切に行われるよう求めること。健康診査の受診率向上に向けた取り組みの強化に努めること。

12. 国民健康保険について、「社会保障」としての概念・位置づけをしっかりと堅持し、国民皆保険の精神のもとに適切な運営を行うこと。

① 納付相談において、被保険者の生活実態の把握とそれに対する減免・分割などの対策を、これまで以上にきめ細やかに行うこと。滞納処分にあたっては、対象世帯の生活が脅かされることの無いよう、十分な調査を行いながら慎重に取り進めること。また仮に差し押さえ等の処分を実施したことにより対象世帯の生活苦が生じることが判明した場合には、いのちと健康を守ることを第一優先し、差し押さえ金額の返還など柔軟な対応を速やかに取り計らうこと。

② 国民健康保険の短期被保険者証、および制裁措置である資格証明書の発行は行わないこと。仮に短期被保険者証を発行する場合、保険証の有効期間を最低６カ月以上にすること。また、資格証明書を交付する場合においても、必ず被保険者と直接面談の上に、「特別な事情」も支払う意思もない「悪質な滞納者である」ことを十分に確認の上で実施すること。

③ 国保法第 44 条に基づく一部負担金の減免制度を、被保険者の生活実態に合わせて、より活用しやすいように規定及び運営の改善をはかっていくこと。あわせて保険税の減免の申請相談に来た被保険者に対してもこうした制度の紹介をしていくこと。

13. 障がい者（児）の施策は、当事者・家族や関係者の声が届き、障がい者が真に地域で自立した生活が営めるようなものとするよう充実させていくこと。

① サービス基盤、特に不足する在宅サービス分野の事業を整備すること。

② 専門職種の配置など、障がい者およびその家族への相談体制を改善・強化させること。

③ 障がい者の就労支援について、周知や地域理解を進めていく観点からも、関係機関や福祉事業者だけではなく、市内一般企業などとも協議し、実施すること。

④ 地域自立支援協議会の運営において、その機能が十分に発揮されるよう各関係機関・団体と連携をはかっていくこと。

⑤ 障がい児の放課後デイサービス事業に対し、市行政としての基本的な考え方や責任を明確化し、財政ならびに人材確保・育成等を含めた抜本的な支援を強化すること。

⑥ 重度身体障がい者の医療費助成制度の拡充をはかること。

⑦ 障がい者（児）に対し、市として乳幼児期から学齢期への相談・生活への支援と教育環境の整備、青年期以降の就労定着を含めた生活支援、高齢期の支援体制と住民の理解を促進し適切な配慮が受けられるよう取り組みを進めること。

14．生活保護は、市民にとっては最後のセーフティネットであり、その機能が十分に発揮されるよう対応すること。

① 国による生活保護基準の引き下げに対し、市民の生活実態を反映した保護基準となるよう改善を求めていくこと。

② ケースワーカーの配置について、急増する保護世帯数及び自立支援への取り組み強化も見据えた適正な人員配置とすること。

③ 就労プログラムについては、単なる就労支援にとどまらず、社会的な自立を支えるための支援となるよう事業を進めること。

15．天候や灯油価格の動向、またその時々の市民生活の実態に即して、福祉（ぬくもり）灯油給付事業を実施すること。また、制度の恒常化に向けた検討を行うこと。

６． 教育について

1. 子どもの権利条約の理念の普及啓発に努め、子どもの健やかな成長を支える様々な施策を地域の実態に即した形で総合的に推進すること。また条約の理念をもとに、将来に渡り市民と市が一体となって子どもの権利を大切にするための「子どもの権利条例」を策定すること。
2. いじめ問題対策の推進
   ① 憲法や子どもの権利条約の精神を活かし、「いじめ」のない教育現場をめざすとともに、「いじめ」が起きても早期発見し、学校全体さらにはＰＴＡ、地域とも協力して解決していける体制づくりを進めること。
   ② 教育行政として「いじめ」対応の改善をはかること。
      (ア)数字の操作や隠ぺいが発生する可能性のある、「いじめ半減」などの数値目標の設定は行わないこと。
      (イ)教職員が密に連絡、協力できる体制づくりをはかること。
      (ウ)「いじめ」を不登校などと一緒に生徒指導上の諸問題として扱うことなく、「いじめ」問題の位置づけを明確にすること。
3. 全国的に増加している子どもの貧困について、根室市における実態を調査・分析し、市行政として実施可能な支援のあり方を検討すること。
   ① 特に、貧困率が高くなるといわれているひとり親家庭については、重点的な対応・支援を行うこと。
   ② 自立支援事業における任意事業のなかの学習支援事業を 2017 年度確実に実施すること。
   ③ 新入学用品費について、２～３月に前倒しして支給すること。
4. 子どもの虐待に対応する市全体のシステムについて、保健所、医療機関、警察等とも連携を密にしながら、予防、早期発見、防止等、その機能が十分に発揮されるよう充実させること。あわせて市の「虐待対応マニュアル」作成の必要性について要保護児童対策協議会で十分な議論・検討を行うこと。
5. 学力を数値目標だけで競争させるやり方に反対し、子どもたちに「真の学力」が身につき、一人ひとりの人格形成をめざした教育に努めること。
6. 小中学校の「適正配置」について、子どもたちと地域にとってよりよい教育環境を整備していくために何が必要かを中心課題として、児童生徒、父母、教職員、地域の意見を十分に反映させること。

６． 教育について

7． 教育予算の増額で、次代を担う子どもたちの教育条件を整備すること。

① 老朽化した学校施設の改修・改善を進め、教育環境を整備すること。

② 災害時の安全・安心な避難所としても、耐震化工事及び備蓄等の整備を進めること。

③ 学校図書館について、児童生徒の「活字離れ」対策の観点からも、学校司書を配置するなど、その充実をはかること。

8． 特別支援教育について、「支援員」及び「介助員」は、国の責任による身分保障、補助制度などの創設を求めるとともに、現場の実態に見合った配置を進めること。

9． 貧困や虐待など、子どもたちの置かれている複雑・困難な状況に対応するために、小中学校にスクールソーシャルワーカーを設置すること。

10．特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、根室市に特別支援学校（小・中・高）分校・分教室を設置するよう、北海道教育委員会に求めること。

11．学校給食施設について、4 施設とも築 40 年以上が経過し、適宜改修を行っているものの、根本的にハード面では現在求められている衛生管理基準を十分に満たすことが厳しい状況であり、子どもたちの健康・安全を考慮し、子どもたちの食育、地産地消の観点も含め、根室市に適した学校給食のあり方について、市としての構想を取りまとめること。

12．「スポーツ健康都市宣言」の意義や行政効果について検証するとともに、「宣言」をより有意義なものにするために、行政全体のなかでの「宣言」の位置づけを確認し、「宣言」に基づく施策の改善・充実をはかること。

① 策定された「スポーツ推進計画」では位置づけられなかった公認陸上競技場の建設について、陸上競技の実施はもちろんのこと、社会人や学生競技団体の合宿誘致の観点からも、検討を行うこと。

② 総合スポーツの推進など市民の生涯スポーツの普及をはかる上でも、市としてスポーツや体育指導の専門知識技術を備えた職員の育成と市民による指導員の養成を進めること。

③ 「総合体育館」の建設にあたっては、市内の競技者・団体の意見を十分に反映するとともに、市民が気軽にスポーツ・健康づくりに取り組める施設にすること。また幼児が室内で自由に遊べる施設の設置などについても、子育て支援の一環として併せて検討すること。

13．市民の教育文化の向上に資する施策を充実させること。また、文化サークル、市民活動を推奨するための必要な予算を確保するとともに、公共施設を積極的に活用できるよう、利用料の減免率の見直しなどを行うこと。

7. 防災・減災対策について

1. 地震・津波・高潮等の対策としての避難所の見直し、避難経路の確保、確実な情報の伝達等の対策の強化をいっそう進めること。半島地区の津波対策については、想定最大津波高に見合う「公共施設の避難所」の整備を着実に進め、当面、第一次避難所とその避難所に最低限必要な備蓄品等を早急にすすめること。
2. 大型台風、爆弾低気圧、高潮、竜巻やゲリラ豪雨等、最近の異常気象に対応した防災計画の見直しについて
   ① 特別警報に伴う市民への速やかな伝達が市の責務となっていることから、既設の防災無線の点検を常に実施すること。
   ② 災害時において自主防災組織がその役割を果たせるよう行政としての指導・助言、「支援金」の活用が有効なものとなるよう積極的な対応を行うこと。
   ③ 異常気象に見合った、避難勧告、避難指示のあり方を抜本的に強化すること。その際、早期の勧告等が出せるよう自主防災組織と連携して「体制の整備」を早期にはかること。
   ④ 長節湖の洪水対策等について、十分な対策を講じること。
3. 消防力の充実強化について
   ① 老朽化している消防車両については、来年度も更新出来るよう年次計画にそった予算化を着実に行うこと。
   ② 水利施設の老朽化に対応した整備を引き続き実施するともに、水利の確保が困難な地域の「防火水槽」の整備をはかり、消火栓等の設置も計画的に進めること。
   ③ 常備職員の体制充実、救急救命士の増員をはかり潜水士等の要請について市長部局の防災担当課とも連携し具体的な検討をすすめること。
4. 来年度「公共施設等適正管理推進事業費」が計上される。そのためにも、公共施設の耐震化事業の計画的な促進をはかり、市役所本庁舎の耐震化へ向けての検討を急ぐこと。合わせて、本庁舎等への補助事業については、国に制度の改正を強く要求すること。
5. 民間住宅の耐震化率の向上に必要な課題を整理し、その向上対策を進めること。既存の「住宅耐震化リフォーム」のあり方について十分な検討行うこと。
6. 災害時要支援者の対策の強化
   ① 災害時用支援者に対する非難支援体制をより実効性のあるものにするため、自主防災組織や関係者との協力推進体制のあり方について具体的な検討を進めること。

② 「福祉避難所」については、民間事業所との連携をより強化し、必要性の高い備品等の整備を早急にすすめること。必要に応じて医療機関との連携が十分はかれる体制整備をすすめること。また、「福祉避難所」に指定されている「福祉交流館」の活用について「具体的な運用マニュアル」の整備を急ぐこと。「福祉避難所」全体の実際に利用する場合を想定した避難訓練の実施についても、関係機関を含め具体的な検討をすすめること。

8.　平和、自然保護、エネルギーについて

1．憲法違反の安保法制の廃止を国に求めること。

2．「非核平和都市宣言」にふさわしい事業計画の策定と実施。

　① 平和記念碑（恒久平和と根室空襲等）について広く市民周知をはかり、その有効活用をはかるため施策を実施すること。

　② 7月、8月を「都市宣言」の強調月間と位置付ける等「原爆展」・「空襲展」の計画を進めること。

　③ 原水爆禁止世界大会、平和市長会議への積極的に参加すること。

　④ 牧の内飛行場跡、掩体壕、トーチカ等市内各所の戦争遺産の標柱設置や記録を整理、保存すること。

3．固定化されつつある米海兵隊の矢臼別移転訓練については、花咲港の陸揚げ港使用に市として反対の態度を明確にすること。やむなく使用の場合にあっては、米軍からの事前通知、陸揚げ貨物等に関する情報をしっかり求め、その情報を市民に公開すること。

4．「北海道生物多様性保全計画」に基づき、根室市の置いても「根室市生物多様性保全計画」を策定し、貴重な自然である高層湿原、希少動植物等の「保全計画」及び「地域戦略」をしっかり確立すること。

5．ラムサール条約登録湿地である春国岱・風連湖周辺等の自然の保護と活用、市が持つ歴史・文化等の地域資源を十分に活かしたまちづくりをすすめること。

　① チャシ跡群などをはじめとした根室の歴史遺産について、その活用のあり方を抜本的に確立するとともに、周辺環境の整備促進をはかること。

　② 昨年より度重なる暴風･高潮で大きな被害を受けた春国岱の木道の災害復旧において、道立公園内であることをふまえた対応を引き続き道に強く求めること。

6．野鳥観察観光の積極的な推進をはかるとともに、根室の自然、歴史、文化を活かした観光のあり方を研究すること。「市民の森」の有効活用をはかること。

7．エネルギービジョンの策定において、原発と化石燃料依存の脱却を地域としても位置付け、根室の自然環境と共生する行政と民間が一体となった根室地域における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入促進にむけた取り組みをすすめること。

8．老朽化の著しい市じん芥焼却場の対応とあわせて、廃棄物の最終処分量を抑制するための方策を推進すること。